

利用者資金決済方法に関する情報提供について

資金決済法の改正に伴う「スーパーマーケット ASO」「生き生き市場はまゆう」「ATAGO ふれあいマーケット」「A I あい」で発行している商品券・AY ポイントカード（電子マネー）の利用者へ情報提供を行います。

2021年（令和3年）5月1日の資金決済法改正に伴い、利用者の保護に関する措置について

1.資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます）第14条1項の規定の趣旨、前払式支払手段の所有者保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資金保全することが義務づけられております。尚、必ずしも全額保全が図られているわけではありません。麻生芳雄商事株式会社では、福岡法務局飯塚支局にて必要な手続きを行っております。

2.資金決済法第31条1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済法第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

3.発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金保全契約

4.発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号または名称、当社は次の金融機関と発行保証金保全契約を締結しております。

- ・福岡県法務局飯塚支局

5.無権限取引*により発生した損失の補償等の対応方針

*利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたこと。

- ・スーパーASO 商品券

スーパーASO 商品券の裏面をご確認ください。

- ・AY ポイントカード（電子マネー）

AY ポイントカード利用規約

- ・第15条（AY ポイントカードの喪失時の再発行等）
- ・第21条（AY ポイントカード電子マネーサービスの終了）
- ・第22条（制限責任）

上記3項目をご確認ください。